第四条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目	九　削除	十　削除
五～七　［略］		
八　第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突		

号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで及び第二十七号の方法により検査する。	九　削除	十　削除
五～七　［略］		
八　移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。		

五～七　［略］		
八　第四条の二第一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突		

五～七　［略］		
八　危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。		

十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備	十二　削除	十三　削除

十一　移動式製造設備の消火設備について設置の状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	十二　削除	十三　削除

十一　第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の耐火性構造及び消火設備	十二　第四条の二第一項第十二号の工室の付近の消火の設備	十三　第四条の二第一項第十三号の移動式製造設備用工室の窓、出口及び扉

十一　移動式製造設備の耐火性構造及び消火設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	十二　移動式製造設備用工室の付近の消火設備の有無を、目視により検査する。	十三　移動式製造設備用工室に設けた窓及び出口の設置の状況、構造並びに窓ガラスの不透明性を、目視及び図面により検査する。

十四　削除	十五　［略］	十六　削除

十四　第四条の二第一項第十四号の移動式製造設備用工室の内面	十五　［略］	十六　第四条の二第一項第十六号の移動式製造設備用工室の床面

十四　移動式製造設備用工室の内面について、土砂類のはく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表さない構造となつていることを、目視により検査する。	十五　［略］	十六　移動式製造設備の床面の特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸